

省 令

○農林水産省令第八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）
第六条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規
則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和六十二年四月十五日

農林水産大臣 加藤 六月

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「尾崎港」を「尾崎西宮
芦屋港」に改め、「細島港」の下に「志布志港」を
加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。